

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月２２日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第７３号

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和４３年藤沢市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項第７号中「２３,１００円」を「２２,５００円」に改め、同項中第１０号を第１１号とし、第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(８) 地域災害薬事コーディネーター １７,３００円

附 則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。